仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名称

中沼プラスチック選別センター ファンコイルユニットほか清掃業務

2 業務概要

本業務は、プラスチック選別センターの安定した稼働を確保することを目的とし、ファンコイルユニット等の清掃を行うものである。

3 履行期限

令和7年1月31日(金)

4 業務場所・検査場所

札幌市東区中沼町 45 番地 11 中沼プラスチック選別センター

5 業務内容

別表1に記載するファンコイルユニット等について、それぞれ洗浄清掃を行い、 防カビ剤及び消臭抗菌剤を塗布。なお、業務の実施に際して、次の内容に留意する こと。

- (1) 洗浄清掃時には、清掃場所以外に養生を施し、洗浄液等が飛散しないようにすること。
- (2) 保温材等で覆われている箇所を洗浄清掃するために、保温材の取り外し等をした場合、終了後は現状復帰すること。
- (3) 洗浄清掃等に係る当該業務に必要な機器及び物品については、受託者が用意すること。
- (4) 業務実施後、正常に設備の運転が行えるかどうか確認すること。
- (5) 当該業務の作業方法等については、実施前に必ず現物を確認し、発注者と協議のうえ決定すること。

6 担当課

環境局環境事業部施設管理課 管理係 和田

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階)

電話:011-211-2922

別表 1

No.	品 名	規格・寸法等	数量	備考
ファンコイルユニット				
1	プラスチック選別センター施設管理 業務受託事業者事務所	RFT-J82WK	2 台	1 階
2	プラスチック選別センター運転業務 受託事業者事務所	RFT-J122WK	1台	1階
3	大会議室	RFT-J82WK	3 台	1 階
4	職員控室(小)	RFT-J32WK	1台	1 階
5	職員控室(大)	RFT-J62WK	2 台	1 階
6	書庫	RFT-J22WK	1台	1 階
7	女子休憩室	RFT-J122WK	1台	2 階
8	男子休憩室	RFT-J122WK	1台	2 階
9	女子更衣室	RFT-J82WK	1台	2 階
10	男子更衣室	RFT-J122WK	1台	2 階
11	中央制御室	RFT-J42WK	1台	2 階
12	多目的室	RFT-J32WK	1台	2 階
温水コイルユニット				
13	書庫天井内	_	1台	1 階
14	物品庫天井内	_	1台	2 階

Ⅱ 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手届 1部

(2) 業務責任者指定通知書 1部

(3) 業務責任者経歴書 1部

(4) 業務報告書 2部

整備した内容及び試運転結果について、報告書としてまとめて提出すること。

(5) 業務記録写真 2部

写真は、各整備の整備前・整備後を撮影すること。

(6) 業務完了届

1 部

2 適用法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法、フロン排出抑制法などの関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 業務条件

業務の実施時間帯は、設備が平日に稼働していることから、原則として土曜、日曜日の8時30分~17時00分とする。上記時間帯を超過する場合は、施設管理者と協議すること。

- (1) 業務履行期間中の他予定業務・工事は別途打ち合わせによる。 施設でのごみの受入時間、施設の運転時間に、その他作業時間に留意すること。
- (2) 施設内入退出について 施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理者と調整すること。

4 安全衛生管理

業務責任者は、業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に 従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保 等に心掛けること。

5 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ担当課及び施設管理者の承諾を得るものとし、 その取扱いに際しては十分注意すること。

6 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内(車両内を含む)において禁止する。

7 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷または汚染が生じた場合は、速やかに施設管理者へ報告するとともに、受託者の責任において現状復旧すること。

8 環境負荷の低減

- ・本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準 じ、環境負荷の低減に努めること。
- ・施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力 節約に努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、極力節約に努めること。
- ・本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- ・業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

9 業務の再委託に関すること

主要な業務について、受託者は再委託することはできない。

なお、主要な業務以外を再委託する場合にあっては、再委託する業務範囲および 選考する業者について、担当課に書面により申請をし、承諾を受けること。

10 その他

- ・履行の時期・場所等について、担当課と十分打ち合わせすること。
- ・詳細な業務内容については、契約後、事前に担当課及び施設管理者に確認すること。
- ・機器の機能を保全するため、必ず現地確認し、適切な資材を用いること。
- ・履行の際は、現地を確認のうえ関係法令・規則等に従い安全対策を行うこと。
- 履行に伴い不要となる発生材は受託者が責任をもって処理すること。
- ・本仕様書に明記されていない事項については、担当課と協議により決定すること。